

税務相談室

遺言書を見つけたら

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：父が亡くなり、しばらくして銀行の貸金庫の中から遺言書が見つかりました。遺言書があることなど全然知りませんでしたので、遺産分けと相続税の準備中でした。聞くところによりますと、封印をしたまま家庭裁判所に届ける、とのことなので、近日中に家庭裁判所に行く予定です。

なぜ、相続人が開封してはいけないのでしょうか。不都合でもあるのでしょうか。

お答え：ご質問の内容から、その遺言書は民法第968条にいう『自筆証書遺言書』であろうと思われます。遺言に関するので弁護士さんのものですが、一般的なご相談ですので小生がお答えします。小生も、そのような遺言書をお預かりした経験がありますので、なぜ家庭裁判所なのかをご説明いたします。

自筆証書遺言

遺言は遺言者が死亡したのち効力を生ずるものですから、遺言者の意思をはっきりつかむこと、遺言書の偽造・変造を防ぐことが何よりも重要です。そこで民法は、遺言書を作るにあたって、厳格な方式を定めています。特に、自筆証書遺言は民法第968条で『その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押す』ということが決められています。

遺言書の開封と検認

公正証書遺言書は公証人役場に“原本”がありますので、見つけたらすぐ開封してもかまいませんが、自筆証書遺言書が封印されている場合は、遺言書を預かっていた人や遺言書を見つけた相続

人は、封印のまま家庭裁判所に提出して、相続人全員またはその代理人立会いの上で開封しなければなりません（民法1004条3項）。

遺言書を預かっていた人や遺言書を発見した相続人は、その遺言書を遅滞なく家庭裁判所に提出して検認を受けなければなりません。裁判所が検認するのは、遺言書が、どんな用紙に何枚に書かれているか、筆記用具はなにか、遺言の文章はどう書かれているか、日付や署名があるか、印は押しあてられているか等を検認し、民法どおりであるならば検認調査を作り、その遺言書に検認印を押して持参人に返してくれます。持参人以外の人にも、検認済のコピーを交付してくれます。

検認手続き

検認手続は少しやっかいです。遺言書を預かっていた人や遺言書を見つけた人が申立人として家庭裁判所に行き、“申立書”に、いつ、どこで預かったか、または見つけたか、そして、預かった場合はどこに保管していたか等を申立書に記入します。そして、申立人の戸籍謄本と遺言書作成者の相続人全員がわかる戸籍謄本、加えて、その人達の現住所を書いた封筒を提出します。家庭裁判所では、それらを、それぞれの相続人に“検認日時”の通知をします。当日、〇〇号法廷に集まった相続人やその代理人立会いのもとに、申立人が遺言書を裁判官に手渡します。封印を確かめ、書記官に開封を命じ、検認になります。

遺言書の保管者や発見者が自分勝手に開封したような場合、その遺言書そのものが無効になったり遺言を実現する行為が無効とされるわけではありませんが、往々にして“偽造だ”、“いや変造だ”等のトラブルが起こる可能性がありますので、やはり、家庭裁判所で開封検認するのが間違いないと思います。

なお、遺言書を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、または、家庭裁判所以外においてそれを開封した者は、5万円以下の過料に処せられます（民法第1005条）。

ご質問の“なぜ”が以上のことからご理解いただけたことと思います。小生個人の考えでは、でき得れば、費用と証人2名が必要ですが公正証書遺言書作成がベターと思います。